

第82回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成24年1月10日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄
7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭
13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）

欠席委員 なし

事務局 大許農務係長 宅和主幹、道下主幹

日程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第47号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第82回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号11番の遠藤泰三委員と議席番号12番の田中正昭委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はございません。

そうしますと、審議に入ります。初めに3ページの議案第43号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号49の和田町について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号49の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、借り受けて耕作してきた農地を売買により

取得しようとするものです。取得後の経営面積は45aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員には現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（石橋委員）

譲受人が、借りて耕作してきた農地85㎡を、売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により売買するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可決定といたします。

続きまして、番号50の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号50の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、農地を生前贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は100aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さん、現地調査をお願いしておりますが、地元委員さん何か報告がございますか。

13番（石橋委員）

事務局の言われたとおりです。譲受人が、農地2,130㎡を世帯内贈与により取得するという事です。許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、関連しますので番号51、52の諏訪について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号51と52の諏訪について説明いたします。先ほど、現地調査でみていただいたところですが、手前側は転用ですし、その後側の部分についてです。譲受人が規模拡大のため自宅新築予定地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は113aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（伊塚委員）

今日、いちばん最後に見ていただいた51番と52番です。譲受人が、規模拡大のため、自宅新築予定地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。譲受人からの希望により、売買するものです。

許可要件につきましては特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、5ページの議案第44号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、

下記申請について、農地法施行令第1条の2第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号2の橋本について事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号2の橋本について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、自作地近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は76aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（松林委員）

内容は事務局の説明のとおりです。譲受人は現住所が橋本になっておりまして、日野郡になっているのは本籍でございまして、今、言われたように自宅近くの農地にして、譲渡人が高齢のため農業ができませんので、売買により取得しようとするものです。

現在米が作ってなく、農地は草刈等で管理しておられます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、7ページの議案第45号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号8の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（石橋委員）

番号8でございしますが、番号8は現地調査の2番目に見てもらいました、小学校の横のところ。申請者は議案のとおりで

す。申請地は、大崎の畑で面積は366㎡です。申請者は、現在東福原六丁目に家族4人で借家住まいしておりますが、いつまでも借家住まいという訳にもいかないため、申請者所有の農地を転用し、住居を建築しようと計画するものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしくお願いま。

議長（松原委員）

ただ今、番号8について地元委員から説明がありまましたが、ご意見、ご質問等がございまるか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたしま。

続きまして、10ページの議案第46号をお願いま。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めま。

10ページ、番号51の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いま。

4番（安田委員）

51番の彦名町について説明しま。議案のとおりで、申請地は、市内の市道内浜街道線沿いにある彦名町の畑で、面積は300㎡です。同居してありまましたが、夜見町の実家の方で、手狭になってきたため、実家に近い彦名町に自己用の住宅を建築しようと計画したものです。

実行組合の同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあり、下水は整備されており、内浜産業道路の方に流すということ。よろしくお願いま。

議長（松原委員）

ただ今、番号51の彦名町について地元委員より説明がありまましたが、ご意見、ご質問等がございまるか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号52の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（安田委員）

52番の議案について説明します。申請者は議案のとおりで、まいどに、バスを降りて行きてもらいました、反対側の農地で、面積は429㎡です。

申請者は、両三柳の借家に家族3名で暮らしておりますが、手狭になってきたため、彦名町地内に自己用の住宅を建築しようとして計画したものです。実行組合の同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もありまので、問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号8について地元委員から説明がありましたか、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号53の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（安田委員）

現地に行きて、バスで見てももらいました光電気システムのところだす。本当は、降りて見てもらおうと、思ってた。違反をしてましたので。見たように、上の土砂を剥いで米川のねぎに山のようにして、一応、現状復旧してあります。よろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号53、夜見町について地元委員より説明がありましたか、ご意見、ご質問等がございますか。

3番（松林委員）

地元の農業委員さんが、指導され、表土を剥いてありましたので、よしにしましよや。

議長（松原委員）

ほかに何か、ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号54の諏訪について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（伊塚委員）

3条と5条と一緒になんですが、54番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、諏訪にある市道沿いの田・畑で、面積は499㎡です。申請者は、申請地近くに家族5名で生活しておりますが、この度、鳥取県による大川改修工事のため、自宅を立ち退くことになったことから、現在の自宅近くに、新たな自己用住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、10ha以上の集団農地内にあり、第1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続して転用が計画されていることから、転用については、問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号54、諏訪について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号55の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

寿城のところで、見ていただいたところです。申請者は議案のとおりです。申請地は、佐陀の畑で、面積は658㎡です。申請者の株式会社マツトウは、実際には松東電気という会社、これは株式会社マツトウの親会社ですが、マツトウというのは不動産会社ですが、社長は一緒に、そこが取得して松東電気に貸付けるというもので、資材置場にしたいということです。松東電気はあそこから比較的、近いところにありまして、住宅の中ですので防犯上からも安心ということで、求められたものです。実行組合の同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、耕作者といっても道路を挟んだ向かい側ですが。申請地は、宅地割合が40%を超える区域内の農地であるため、第3種農地に該当すると思われまます。転用については、問題ないと思われまますのでよろ

しくをお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号55について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号56の淀江町平岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

56番の議案については、申請者は議案のとおりです。ここは、塩川の上流でして、河川は準用河川ですが、今、改修してまして、2・3年前より改修工事に入ってますが、入札が11月の末で、転用申請が、12月の委員会には間に合わなかった。

私のところに役所と業者の方が相談に来られ、昨年のような豪雪になれば水が増して、間に合わないので早く工事をしたいが、申請が間に合わないということで。仕方がないので、事務局の方に説明しておく、公共工事でもあるし、近所の農家の方もできるだけ早くしてほしいという要望があるし、事前に掛かってもらっていいと伝えたところでした。工事期間は3月末でして、終わったら全部撤去して、復旧するということです。転用については、問題ないと思います。そういう経過ですので、よろしく願います。

議長（松原委員）

ただ今、番号56について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

2番（船岡委員）

この件についてですが、市役所が発注して工事に絡むものについては、期限があって、転用の申請が間に合わない場合は、会長、地元委員がそれを認めたらという、項目が入っている。これなんかはできる、内部規定でできる。高西さんが報告されたとおり、そういうのがあるから認めてあげていいということである。いちいち、それだけのことをきちんと、地元の委員さんがして、先になって、農地に、シートをかけてしてあると思うので復元する。遅くなって工事ができないと、工期内にできないから、無断で転用してしまう。今までにあったので、そういうことがないように、事前に協議していただいたらそういう措置がある。

その辺は事務局の方から、こういうことがあると高西委員に連絡してもらってほしい。

16番（高西委員）

事務局で調べて、この文書というか、文書を取り決めたものを配れ。

事務局（大許係長）

一時転用については、申し合わせたものがありますので、配布します。

議長（松原委員）

ほかに何か、ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第47号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。13ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が34件、所有権移転が1件ございます。

それでは、15ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号1-1から、24ページ、番号1-34までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、67筆 103,273㎡、畑に関するものが、18筆 19,092㎡、ございます。

番号1-1から番号1-2は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、3,991aとなっております。

番号1-3から番号1-4は、再設定でございます。

番号1-5は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、475aとなっております。

番号1-6は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は260aとなっております。

番号1-7から番号1-8は、再設定でございます。

番号1-9は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は1,824aとなっております。

番号 1-10 から番号 1-12 は、再設定でございます。

番号 1-13 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は 257 a となっております。

番号 1-14 から番号 1-15 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、31 a となっております。

番号 1-16 は、再設定でございます。

番号 1-17 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、318 a となっております。

番号 1-18 から番号 1-26 は、再設定でございます。

番号 1-27 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は 177 a となっております。

番号 1-28 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、166 a となっております。

番号 1-29 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、289 a となっております。

番号 1-30 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、109 a となっております。

番号 1-31 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、60 a となっております。

番号 1-32 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、134 a となっております。

番号 1-33 から番号 1-34 は、再設定でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 1-1 から番号 1-34 まで説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。次に 26 ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。番号 1-1 について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

所有権移転各筆明細について説明いたします。

番号 1-1 は、買い受け人の規模拡大の要望により、田を取得する案件で、設定後の経営面積は、384 a でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

28ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号26の1件を受理しております。

続きまして、29ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号53から番号61までの9件を受理しております。

続きまして、31ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号26から番号38までの13件を受理しております。

続きまして、34ページ（4）非農地現況証明について、番号17から番号18までの2件を証明しております。

続きまして、35ページ、（5）農地転用現況確認書交付について番号25から番号30までの6件を交付しております。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

改めまして、あけましておめでとうございます。そういたしますと、報告いたします。先月ご審議いただきました、4条1件、5条4件すべて諮問どおり許可となりました。それから報告でございますが、後ほど事務局の方からございますが、資料を配布しておりますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

（意見なしの声あり）

議長（松原委員）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

16番（高西委員）

先ほど、現地調査のバスの中で少しいった、歯医者さんが取得した土地について、調べて、その後、どの地目になったか。来月の委員会で報告してくれ。必要なら勧告をしなければならない。それをちょっと調べて。

次に見た現場、事務局はどんな考えをしているだ。

事務局（宅和主幹）

現場に、果樹を植えまして、間がないと見えています。農地としてみるには適切にきちんと肥培管理してあることが条件であると思っている。ですから植えたばかりでは、今後どうなるか分からないので、事務局としては、時間を何年か置いて確認してから農地台帳に登載するのがいいと考えている。

16番（高西委員）

本人が島根県大田から来られて、印を押してくれと。私は、現場を確認していなかったので印を押さなかった。仮に、私が印を押せばどうなる。

事務局（宅和主幹）

押して、出されたら農地台帳に登載します。

16番（高西委員）

ということは、農地として認めるということか。

事務局（宅和主幹）

委員さんが押印、サインしておられるものについては、登載するようになると思います。

16番（高西委員）

ちょっと、委員さんに聞いてみい。あれで、自分が委員として、依頼を受けたら、ああいう状態でどうするか。聞いてみな。

議長（松原委員）

今、高西委員から説明があった、こういうケースの場合、委員さんはどういう考えを持っておられるか、意見があったらよし

ていただきたい。

9番（藤本委員）

意見の前に、確認したいが。書類が、我々が見せてもらったぶんには、農用地として申請するとはかないので、現況地目は雑種地ですか、なんになっていますか。

事務局（宅和主幹）

登記地目は田です。これが、平成7年に資材置場として、5条転用を受けて、売買で取得しています。

9番（藤本委員）

地目変更はしてないですか。

事務局（宅和主幹）

してありません。田です。

事務局（大許係長）

5条の許可をして、所有権移転して、現状、雑種地になっていても、本来は地目変更登記をすべきですが、家が建っているところでも、農地、田とか畑のまま家が建っているところもあります。

16番（高西委員）

あの、状態なら、事務局が言ったように農地と認められない。あれは、20年くらい前に売買されたもので、昔は水田だった。埋め上げて、たぶん資材置場ということで転用したと思う。それで雑種地になっていると思う。それで、今の人は何かで買われた。1月4日に家に電話があった。固定資産税課に行ったら、委員さんの署名、捺印をもらって来いといわれたそう。いきなり、藪から棒だったものだから、いろいろ聞いて、〇〇という人だった。電話番号等も聞いた。何でそんなことを言っているのか、固定資産税課に聞いた。どういうことであるのか、説明が説明にならない。依頼があったなら、〇〇さんが、地番はどこで、こういう要件で来られるはずで、委員さんの印があると言えば事前に現場に行って調べて対応をする。島根の大田から来られて、署名をしてくれ、印をくれといわれてもすることはできない。現場も分からず、確認もしないで、それはできない。すぐに行ってみた。昔は不動産の看板が立っていたが、地権者の方は、税金が高くてかなわん。農地にして、税金を安くしてもらおう。農地にすれば税金が安くなるから、それで来られた。私、バスの中で言ったように、敷地の左側のほうに茅があったが、茅が背の高

さくらいになる。近隣の人が苦情を言われる。きちんと管理されるならいいが、柿の木を植えて、本当に、大田の方から2時間半もかかって来てできるのか。地元の人なら、こういうことで苦情が出ていると話ができるが、大田のほうではできない。それで今日、淀江地区の現地調査があったから、現地を見てもらい皆さんどう判断をされるのか、聞いて見たかった。

3番（松林委員）

水田としての登記は残っているわな。

事務局（宅和主幹）

登記地目は田になっています。

3番（松林委員）

現状は、埋め立てて雑種地になっているわな。

16番（高西委員）

水田になっているか。ほんなら、なんで、農地にするから署名、押印をしてくれというだ。

事務局（大許係長）

農地を転用、5条の許可を取っていますので、課税課は転用の許可を取った時点で農地法の制約が外れますので、登記地目にかかわらず、宅地並み雑種地の課税をするようになります。農地の課税ではなくなっています。

9番（藤本委員）

転々と所有権が変わっているということは、5条の申請を取れば、ここの許可の関係なく、農地の所有権の移転ができるの。

16番（高西委員）

〇〇という人は、農地を持っているの。

事務局（宅和主幹）

米子には、もっていません。

16番（高西委員）

大田には持っているの。

事務局（宅和主幹）

確認していません。

1 6 番（高西委員）

法務局で経過を調べて報告してくれ。それと〇〇さんに電話して、委員会として農地として認められない。本当に農業をきちんとされるのか、状況を見てから検討させていただくと、電話をしておいてくれ。その土地の経過を、来月の委員会に報告してくれ。

議長（松原委員）

そういったしますと、来月の委員会の際に報告願います。

3 番（松林委員）

ひとつ、聞いて見る。ああいう現況になっていて、宅地並み課税がしてあり、今回、水田に変わった場合に税金が変わるの。現況がああなっている。

事務局（大許係長）

課税課は、現在、宅地並の課税をしております、課税課は現況で課税します。課税課が言うには農地台帳に登載すれば、農地で課税するという事です。

3 番（松林委員）

ああいう形になれば、水田でなく畑に変えるというなら分かる。水田というのは稲を作るということで水田だ。変更するというなら畑に変更というなら、申請が出れば。形状が変わって柿の木でも植えるというなら理解できる。水田にするという、水田という仮定であればいかん。変更されるなら畑に変更して、課税が変わるならわかるが、そのまま水田で変更というのはちょっと疑義がある。将来、どこでもあることだと思う。

1 3 番（石橋委員）

遠くの方が、ほぼ不在地主の形、畑になって管理する。農業委員会は遊休農地で頭を痛めている。そういう中で、税金が安くなるからということで、そういうことを思いつかれても、事務局も我々委員も手間が増える。申請している方は税金が高くてかなわんといっているかもしれないが、米子市も金がないので払ってもらいたい。

1 5 番（田邊委員）

農地に転換するにしても、管理することが前提、管理されないことが想定されれば。

16番（高西委員）

想定できる。自分としても、島根県の大田の方から税金が高いとあって、柿の木を20本ほど植えて、税金を農地並みにというのがある。固定資産税課と農業委員会の対応もまずかったが、ほかの農業委員さんならどうされるのかなど。

事務局（大許係長）

時間をいただいて、登記簿等を取って経過を調べて報告し、皆さんで協議していただきたい。

議長（松原委員）

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

（簡単に事務報告を行う。）

議長（松原委員）

これを持ちまして、第82回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時15分